

○川口市公衆浴場法施行細則

平成30年 3 月 30日 規則第67号

改正

令和 2 年 6 月 23日 規則第72号

令和 3 年 3 月 31日 規則第34号

令和 4 年 3 月 25日 規則第12号

川口市公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例（平成29年条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業の許可の申請書の記載事項等)

第 2 条 省令第 1 条第 5 号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公衆浴場の種別
- (2) 使用水の別
- (3) 入浴料金
- (4) 営業開始の予定日
- (5) 条例第 6 条の規定により公衆浴場の措置基準の一部を適用しないこととするを法第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者（次号及び次条第 1 項において「申請者」という。）が求める場合にあっては、その旨
- (6) 第 9 条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定により水質の基準の一部を適用しないこととするを申請者が求める場合にあっては、その旨
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理を行わせる場合にあっては、当該指定管理者の名称及び代表者の氏名

2 省令第 1 条の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 法第 2 条第 1 項の許可を受けようとする公衆浴場の本屋の中心からおおむ

ね半径400メートルの区域内に存する公衆浴場、主要建物及び道路を示す3,000分の1の縮尺の見取図

(2) 法第2条第1項の許可を受けようとする公衆浴場が、条例第2条第2項第1号に規定する一般公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）である場合（条例第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、前号の区域内に現に一般公衆浴場が存するときは、当該一般公衆浴場と当該許可を受けようとする一般公衆浴場との本屋の最も近い部分間の距離を直線で測定した500分の1の縮尺の実測図

(3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

（営業の許可書の交付等）

第3条 市長は、法第2条第1項の許可をしたときは、申請者に様式第2号の許可書を交付するものとする。

2 法第2条第2項ただし書の規定による通知は、様式第3号の通知書により行うものとする。

（相続による営業者の地位の承継の届書の様式）

第4条 省令第2条第1項の届書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（合併による営業者の地位の承継の届書の様式）

第5条 省令第3条第1項の届書の様式は、様式第5号のとおりとする。

（分割による営業者の地位の承継の届書の様式）

第6条 省令第3条の2第1項の届書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（営業許可事項の変更等の届出）

第7条 省令第4条の規定による届出は、様式第7号又は様式第8号の届出書により行うものとする。

（責任者の届出）

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 責任者を選任し、又は変更した公衆浴場の名称及び所在地

(2) 責任者を選任し、又は変更した年月日

2 条例第7条の規定による届出は、様式第9号又は様式第10号の届出書により行うものとする。

(水質の基準)

第9条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質について、条例別表第1第17号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するもので、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるものについては、同表の1の項から4の項までの規定の全部又は一部は、適用しない。

1 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	2度以下であること。
3 pH値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に3ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1リットル中に10ミリグラム以下であ

		ること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ 属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100 ミリリットル中に10コロ ニー・フォーミン グ・ユニット未満）。

備考 大腸菌の検査において、試料が海水を含む場合に特定酵素基質培地法によって行う検査の結果が陽性となったときは、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性となった検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養して、ガス産生を確認するものとする。

- 2 浴槽水の水質について、条例別表第1第17号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するもの又は浴用剤等を使用するもので、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるものについては、同表の1の項及び2の項の規定の全部又は一部は、適用しない。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に8ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸

酸カリウム消費量)		カリウム消費量) にあ っては1リットル中に 25ミリグラム以下であ ること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省 令(昭和37年厚生省、建設省令第1 号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1 個以下であること。
4 レジオネラ 属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100 ミリリットル中に10コ ロニー・フォーミン グ・ユニット未満)。

(浴槽水の消毒方法)

第10条 条例別表第1第18号の規定による消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いて行う消毒と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。

2 前項本文の場合における消毒は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。

(1) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に0.4ミリグラム以上となること。

(2) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。

(水質検査)

第11条 条例別表第1第19号の規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる湯水について同表の右欄に定める頻度で行い、第9条第1項及び第2項に規定する水質の基準に適合していることを確認するものとする。

レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上
	連日使用している浴槽水	6月に1回以上
	市長が定める浴槽水	市長が定める頻度

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。